

資格確認書の交付に関するご案内

ご案内①（交付される方はどんな方か）

資格確認書は、以下 1 から 9 までのいずれかに該当する方にのみ交付されます。

- 1 : マイナンバーカードを紛失したため
- 2 : マイナンバーカードを更新中のため
- 3 : マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要があるため
- 4 : マイナンバーカードを取得していないため
- 5 : マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていないため
- 6 : マイナ保険証の利用登録解除を申請したため（登録解除者）
- 7 : マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れのため
- 8 : マイナンバーカードを返納したため
- 9 : 資格確認書を滅失・き損したため

ご案内②（交付を受けるためにはどうすればいいか）

資格確認書の交付を受けるためには、健康保険法施行規則第四十七条の規定（注 1）に基づき、**以下のとおり申請が必要です。**

- 一般被保険者及びその被扶養者について
 - ・被保険者の方が勤務する事業所を経由して、「健康保険資格確認書（再）交付申請書」を提出してください。
- 任意継続被保険者及びその被扶養者について
 - ・当組合に直接「健康保険資格確認書（再）交付申請書」（注 2）を提出してください。

（注 1）

（資格確認書の交付等）

第四十七条 法第五十一条の三第一項の規定により同項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の電磁的方法による提供を求める被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した**申請書を保険者に提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。**この場合において、当該申請書の提出は、申請者が任意継続被保険者である場合を除き、事業主を経由して行うものとする。

（注 2）

「健康保険資格確認書（再）交付申請書」をご自宅へ郵送いたしますので、必要な方は当組合までご連絡ください。